

## 平成29年度 大阪府私立高等学校等授業料減免補助金の取扱い

年度・月 失職期間	28	29	30	対 応
	—11—12—1—2—3—4—5—6—7—8—9—10—11—12—1—2—3—4—			
ケース① (29年1月以降に失職し、29年4月以降も失職の場合)	○	●	▲	29年度 全免
	失 職	(減免の始期)	(減免の終期)	
ケース② (29年4～12月に失職し、翌年度も失職の場合)		●	▲	29年度 全免
		失 職	(減免の終期)	
ケース③ (30年1～3月に失職し、翌年度も失職の場合)			○	29年度 対象外
			失 職	
ケース④ (30年1～3月に失職し、再就職した場合)			○	29年度 対象外
			失 職	
ケース⑤ (29年4～12月に失職し、30年3月までに再就職した場合)		●	△	29年度 全免
		失 職	再就職	
		(減免の始期)	(減免の終期)	
ケース⑥ (失職期間が5月以内で、半免の基準も満たす場合)	○	●	△	29年度 半免 補助額 半免>全免
	失 職	(減免の始期)	再就職	
		→5月以内	(減免の終期)	
		☆29年の年収見込み 前年の1/2 以下で、課税総所得金額が 基準額 (事務処理要領参照) 以下		
ケース⑥ (失職期間が5月以内で、半免の基準も満たす場合)		●	▲	29年度 半免 補助額 半免>全免
		失 職	(減免の終期)	
		→5月以内		
		☆29年の年収見込み 前年の1/2 以下で、課税総所得金額が 基準額 (事務処理要領参照) 以下		
ケース⑦ (他府県へ転出の場合)	○	●	□	他府県へ転出後は、 対象外
	失 職	(減免の始期)	他府県へ転出	
			(減免の終期)	
ケース⑧ (他府県から転入の場合)	○		●	他府県から転入後は、 対象
	失 職		他府県から転入	
			(減免の始期)	
			▲	
			(減免の終期)	